

発議第3号

水田活用の直接支払交付金の見直しの中止等を求める意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和5年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 西本泰輝

賛成者 高山市議会議員 橋本正彦
車戸明良
中箴博之
岩垣和彦
沼津光夫

水田活用の直接支払交付金の見直しの中止等を求める意見書

農業・農村を取り巻く環境は、人口減少や食生活の多様化、米の消費量の減少など、大変厳しいものとなっています。こうした状況の中で、水田活用の直接支払交付金について、令和4年産から8年産の5年間で一度も水張りが行われぬ農地は、交付対象から外す方針が示されました。

高山市においては、長年にわたり主食用米の生産調整に協力し、畑作物が生産しやすい圃場対策を進め、転作作物への転換に取り組んでまいりました。しかし、今回の見直しにより、そば、麦、大豆などの作物の生産面積の激減や、集落営農組織の崩壊、離農者や遊休農地の増加など、連鎖的な地域農業の衰退が懸念されます。

そば、麦、大豆などの戦略作物を生産拡大するためには、生産コストに見合う公的補助金が必要です。直接支払交付金の見直しを進めるならば、地域の実情を踏まえて、農業者が安定的に農業を営むことができるように、交付対象要件を畦、水路などの機能確認に留めることや、そば、麦、大豆等、国内で需要のある農作物に対する積極的な支援を目的とした新たな公的助成を設けることが必要です。また、農地の所有と利用の分離が進む現状において、優良農地の長期利用を可能とするため、農業用水路等の機能維持と管理については十分な予算を確保するとともに、国主導による維持管理を行う仕組みを構築することが望まれます。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請します。

記

高山市等の中山間地域における水田活用の直接支払交付金の見直しは行わないこと。また、すべての農家経営の安定を図るための支援策を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日

高 山 市 議 会